

産業廃棄物処理税の課題の整理

課 題	参 考
使途事業のあり方 ○現在の充当方針の整理でよいか。	資料1 産業廃棄物処理税の使途事業に係る充当方針について・・・P. 1～11
産廃税充当事業の周知 ○事業の認知度が特定の地域や事業所に偏らないよう周知徹底するべき。	資料2 使途事業のエリア別実績・・・P. 13～17
事業成果の公表 ○1年毎、分野毎の支援の成果を公開するべき。 ○成果をわかりやすく伝えるべき。	資料3 使途事業の成果・・・P. 19～28 資料4 産業廃棄物処理税使途事業の広報 ・・・P. 29 (資料編) I 産業廃棄物処理税使途事業の広報 ・・・P. 1～19 II エネルギー資源としての活用事例 ・・・P. 20～32
税制度のあり方 ○全国の導入団体で、税率1,000円/tについて検討している団体はあるか。	資料5 税率に関する他県の検討状況 ・・・P. 31～32
産業廃棄物処理税の継続の必要性について ○税制度の必要性と導入の効果	資料6 ・産業廃棄物対策としての税導入について ・産業廃棄物処理税の継続の必要性 ・・・P. 33～34

循環第 359 号
平成 23 年 11 月 24 日

各 部（局）長
教 育 長 殿

総 務 部 長
環 境 文 化 部 長
(公 印 省 略)

平成 24 年度産業廃棄物処理税の使途事業に係る充当方針について（通知）

本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化等を推進するため、平成 15 年度から産業廃棄物処理税を導入し、施行後 5 年目となる平成 19 年度には、岡山県税制懇話会において条例見直しの検討が行われ、「税の趣旨・目的にふさわしい使途事業を考えるべきである」等を内容とする報告書が提出され、これを踏まえた事業展開が図られているところである。

今後、産業廃棄物処理税の活用にあたっては、本県の循環型社会の形成に向けて最大の効果が挙がるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題等に対処するため、次のとおり、平成 24 年度の使途事業に係る充当方針等を定めたので通知する。

記

1 産廃税充当事業予算要求方針

- (1) 新規事業については、平成 19 年 11 月の岡山県税制懇話会報告書に基づく産業廃棄物処理税使途事業に係る充当方針について（別紙 1）を基本として、産業廃棄物処理税使途事業に係る判定基準（別紙 2）に照らし合わせ、合致する事業を要求すること。
- (2) 継続事業については、平成 23 年度当初予算額と同額を要求上限とし、事業に必要な最小限の額を要求すること。

2 使途事業の審査等

- (1) 産業廃棄物処理税の活用を予定している全ての新規事業・継続事業について、環境文化部において、使途と事業効果、環境保全・循環型社会形成推進基金の適正執行及び重点執行の観点から事前に審査する。
- (2) 事業の適否については、充当方針に基づき、新規事業を中心に環境文化部において事業審査を行うものとするが、査定作業については、従前どおり財政課において行う。

産業廃棄物処理税使途事業に係る充当方針について

本県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理の促進を図るため、平成15年度から産業廃棄物処理税を導入し各種施策を展開してきたが、産業廃棄物の発生量や減量化量は横ばい傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとは言え、依然として悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、適正処理対策はもとより、産業廃棄物の発生抑制、減量化等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくことが強く求められていた。

このため、産業廃棄物処理税を活用して最大の効果を上げるような施策・事業を推進するとともに、優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して適切に対応していく必要があり、平成19年度の税制懇話会報告書に基づき、今後の施策の方向性等を含めた使途事業に係る充当方針を示すものである。

1 基本方針

(1) 循環型社会形成に向けた取組の必要性

本県の誇る健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、県民一人ひとりが環境に対する意識を高めるとともに、廃棄物に係る3R(「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」、「再生利用(リサイクル)」)に向けた取組を進めることにより、環境への負荷をできる限り低減し、持続可能な循環型社会経済システムを構築する必要がある。

(2) 産業廃棄物の3Rに向けた課題

現状では、産業廃棄物の3Rの中でも最も優先順位の高い発生抑制は、必ずしも十分進んでいるとは言えない状況にあり、今後は、産業廃棄物の発生抑制はもとより、減量化、再生利用、適正な処理等を促進するため、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民、事業者、行政など、あらゆる構成員がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら一体となって施策を実施していくことが不可欠である。

(3) 産廃税を活用した施策の方向性

これまでの使途事業の成果や現状等にかんがみ、使途事業の方向性としては、平成19年度の税制懇話会報告書に基づき、次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進する。

- 産業活動に係る3Rの促進のための技術導入や施設整備などの「**産業活動の支援**」
- 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「**適正処理の推進**」
- 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル(日常的な生活様式・行動様式)を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「**意識の改革**」

2 施策ごとの推進方向（使途事業に係る重点施策）

（1）産業活動の支援

【概要】

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用、適正な処分等に向けた取組を一層推進していくことが期待される。

具体的には、事業者は、発生抑制等につながる製造工程の技術開発やリサイクルの研究開発等を通じて、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、小型化、薄型化、廃棄物の発生量を減らす流通・販売方法の導入など、製品の開発・製造・流通の各段階で3Rに向けた取組を推進するとともに、県においては、これらの事業者の3Rに向けた取組に対する支援や、公共工事での廃棄物の再資源化の促進、バイオマスなどの循環資源の利活用、環境産業の創出等に向けた取り組みを推進する必要がある。

【推進方向】

このため、県では、引き続き、産業廃棄物に係る3Rの促進のための研究開発、技術導入、施設整備等を行う事業者に対し支援を行っていくとともに、公共工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する。

また、「岡山県エコ製品」の積極的な普及促進活動を通じて、県内で生産されているリサイクル製品等の積極的な利用の促進、販路の拡大、市場の育成等に努めるとともに、グリーン調達やゼロエミッションに積極的な事業所を「岡山エコ事業所」として認定し、積極的にPRすることにより、環境にやさしい企業活動を支援する。加えて、インターネットを介して産業廃棄物（循環資源）を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）することにより、循環資源の有効活用を推進する。

さらに、環境に配慮した新しい価値観に基づく知的付加価値の高い新たな産業の創出を図るため、特に、本県で重点的に発展させていくべき産業の重点分野に位置づけられている「バイオ」・「環境」の分野において、再生可能な植物由来のバイオマスや、汚泥、鋳さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチックなどの循環資源の利活用を、産学官連携のもとで積極的に推進する。加えて、産業廃棄物全般について資源化ビジネスを展開する事業者を資金面・ソフト面で支援することにより、環境産業の創出・拡大と循環型社会の形成を目指す「循環型産業クラスター形成促進事業」を強力に推進する。

【重点施策】

- (1) 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
- (2) 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
- (3) 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
- (4) バイオマスの利活用の推進

(5) 循環型産業クラスターの形成促進

- ・ 循環資源の活用推進（新技術の開発支援、事業化等に向けた調査研究）
- ・ 新技術・新規事業の創出（リサイクルビジネスの育成）
- ・ 循環型社会形成推進モデル事業の推進（リサイクルに関する技術開発・施設整備支援）
- ・ おかやま新環境技術アセスメントシステムの確立（おかやまNetas）
- ・ 3Rに関する広域ネットワークの形成（新技術・ビジネスモデル・ニュース等の情報形成）

(2) 適正処理の推進

【概要】

産業廃棄物の不法投棄は、近年、悪質な不法投棄が短期・集中的に行われる傾向にあることに加え、処理業者等による不適正保管などの不適正処理事案も後を絶たないことから、引き続き、産業廃棄物に係る不法投棄の防止対策などの適正処理の推進に向けた普及啓発活動や長期的な監視指導活動を実施するとともに、広域移動などの新たな課題に適切に対応していく必要がある。

【推進方向】

このため、排出事業者や処理業者に対して、適正処理の意識高揚と処理技術の向上を指導するとともに、排出事業所や廃棄物処理施設等の監視指導を推進する。特に、排出事業者に対しては、排出抑制・減量化に向けた取組の一層の促進を図るため、廃棄物処理法に基づく助言・指導をきめ細かく行い、排出事業者処理責任の徹底を図るとともに、不適正処理の防止に効果のあるマニフェスト制度の電子化を一層進める。

なお、産業廃棄物が不法投棄されてしまった場合は、その環境への影響が甚大であるばかりでなく、処理費用も多額にのぼるため、引き続き、処理の公平性を担保し、社会正義を実現していくため、立入検査や路上検問の実施、ヘリコプターによる上空監視や監視カメラの増強などにより監視体制を強化する。加えて、違反事業者に対しては、厳正に対処するとともに、「不法投棄防止ネットワークおかやま」など民間団体と行政が一体となって監視や情報提供体制の充実をさらに進め、不法投棄などの不適正処理をさせない地域づくりを全県的に推進する。

また、産業廃棄物は、事業者処理責任のもとに県域を越えて広域処理が行われていることから、他の府県との調整を図りながら的確に対応するとともに、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、搬入の抑制、適正処理の確保等に努める。さらに、本県における循環型社会を構築する基盤として必要不可欠な廃棄物の適正処理体制をつくるため、環境への配慮を十分に行いながら、公共関与最終処分場の整備を推進する。

【重点施策】

- (1) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (2) 電子マニフェストの普及促進

- (3) 不法投棄の根絶に向けた対策の充実
- (4) 産業廃棄物の広域的な移動への対応
- (5) 公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進

(3) 意識の改革

持続可能な循環型社会を構築するためには、社会の構成員である県民(消費者)、事業者(企業)、行政がパートナーシップを形成しつつ取り組んでいくことが重要である。特に、県民の行動が、市場を通じて企業に環境に配慮した商品の開発や供給を促すなど、県民の消費行動と事業者の生産活動とは、いわば「車の両輪」の関係にあるとも言え、次のとおり、意識改革を進めていく必要がある。

(ア) 県民の意識改革

【概要】

廃棄物に関する3R推進の中で優先順位が高いリデュース(発生抑制)やリユース(再使用)に係る技術も、消費者(県民)の経済社会活動やライフスタイルを変革することによって活用される。換言すれば、消費者がどのようなニーズを持つかによって、企業の生産・販売活動も変わってくるのであり、消費者が環境負荷の少ない製品を率先して購入するなどにより、企業における環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが働く。

つまり、消費者(県民)が、産業活動から生まれた製品等の最終段階において、モノを再使用・再生利用するとともに、使い捨てにしないなど、3Rの推進に向けて自らのライフスタイル(日常の生活様式・行動様式)を変革することで、大量生産、大量消費、大量廃棄といった一方通行型の社会経済構造が見直され、結果として企業の事業活動から生じる産業廃棄物の発生抑制や縮小につながる。

したがって、消費者である県民は、企業が提供する製品やサービスをただ黙って消費するだけの受け身の存在ではなく、環境対応にはコストがかかることを正しく認識するとともに、環境に配慮した企業や商品に対する選択を積極的にメッセージとして発信していくなど、環境への意識を高めていくことが重要である。

【推進方向】

このため、県では、買い物袋(マイバッグ)の持参、使い捨て製品の使用の自粛、再生品や詰め替え商品の優先的な購入など、消費者(県民)側からの3Rの取組を促進するため、暮らしのあらゆる場面において、そのものの値打ちを無駄にすることなく生かしていく「もったいない」の考え方が浸透したライフスタイルへの変革を目指す県民運動を引き続き推進するとともに、家庭から排出される不用品の利活用を促進するための情報提供システムの一層の充実と利用促進に努める。

また、県民一人ひとりが、廃棄物の適正処理やリサイクルについての理解を深め

るとともに、循環型社会の形成に向けた実践的な取組につながるよう、小中学校の児童生徒はもとより、あらゆる年齢層を対象として、環境教育や環境学習に関する各種施策を総合的に推進する。

さらに、これらの環境教育等の取組に当たっては、今後、その担い手として大きな役割を果たすことが期待されている環境NPO等との協働事業に重点を置いた施策を推進するとともに、あらゆる主体が環境情報を共有し、環境問題への積極的な取組を促すため、「環境情報受発信システム」の整備を推進する。

【重点施策】

- (1) 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革
- (2) 「おかやまりサイクル・もって一ネット」の充実と利用促進
- (3) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進
- (4) 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進
- (5) 環境情報受発信システムの整備

(イ) 事業者の意識改革

【概要】

事業者（企業）は、環境への影響を低減する製品・サービスを市場に提供できる立場にあることに加え、廃棄物処理・リサイクルを行う技術や製品の環境情報を消費者に提供できる立場にあることから、循環型社会を形成する上で大きな社会的責任を負っており、その先導的な役割を果たすべきである。

【推進方向】

このため、県では、商工関係団体等とも連携しながら、事業者に対して、経済面だけでなく環境面、社会面でも責任ある積極的な活動を行うよう働きかけていく。

具体的には、事業活動によって生じる廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等に向けた取組が社会的責任であるとの認識のもと、排出者責任や拡大生産者責任の原則を通じて、リサイクルしやすい製品開発や再生品の使用促進等に努めるよう普及啓発に努める。加えて、環境会計や環境報告書を通じて、自社の環境に対する取組を社会に対して積極的に情報提供するなど、環境に配慮した事業活動の展開に向けた意識啓発を推進する。

また、環境マネジメントシステムの導入を幅広く事業者に広げていくとともに、環境会計や環境報告書を通じて、自社の環境に対する取組を社会に対して積極的に情報提供するなど、環境に配慮した事業活動の展開に向けた意識啓発を推進する。

さらに、廃棄物処理法はもとより、リサイクル関連法（容器包装・家電・建設・食品・自動車の各個別法、資源有効利用促進法）の運用による産業廃棄物の特性に応じたリサイクルが効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対して法令遵守の徹底に向けた普及啓発を推進する。

【重点施策】

- (1) C S R (企業の社会的責任活動)の普及
- (2) 環境マネジメントシステムの普及拡大
- (3) リサイクル関連法の周知・徹底

(ウ) 市町村の意識改革

【概要】

市町村は、住民にもっとも身近な行政主体であることから、県との連携を密にして、廃棄物の処理対策を推進するとともに、住民に対して、環境教育等の実施や再生品等の使用促進など、循環型社会形成の取組推進に向けた普及啓発に努めることが求められている。

【推進方向】

このため、県では、市町村と連携しながら、廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視や指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。

また、市町村に対して、住民への廃棄物・リサイクル情報の提供や環境教育・環境学習が推進されるよう普及啓発に努める。

さらに、環境への負荷の少ない再生品等の積極的な購入を進めるため、市町村や消費者団体等のグリーン購入に向けた取組を推進するほか、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、消費者団体等の各主体からなるグリーン購入ネットワークの構築等に向けて検討を進める。

【重点施策】

- (1) 市町村と連携した不適正処理対策の推進
- (2) 市町村における 3 R の取組に向けた普及啓発の促進
- (3) 市町村におけるグリーン購入の推進

産業廃棄物処理税使途事業に係る判定基準

1 産業活動の支援

【重要ポイント】

- 事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、リサイクル推進等に向けた支援や環境産業の創出等に向けた取組を行う必要がある。

【重点施策】

- (1) 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
- (2) 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
- (3) 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
- (4) バイオマスの利活用の推進
- (5) 循環型産業クラスターの形成促進

【使途事業の判断基準】

基 準 項 目
(1) 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進
① 再生資源を公共事業で活用していくための実証試験等の研究費用を支援する事業であるか。
② 再生資源を公共事業で活用していくための再生資材の規格づくりに寄与する事業であるか。
③ 県の公共工事で発生する特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する事業であるか。
④ その他公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進に資する事業であるか。
(2) 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進
① 「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の認定制度や認定事業所を広く県民に周知するための広報PR事業であるか。
② 「岡山県エコ製品」の積極的な利用の促進、販路の拡大、市場の育成等に資する事業であるか。
③ 「岡山エコ事業所」の認定事業所に対して、経営面で利益やメリットをもたらす事業であるか。
④ その他「岡山エコ事業所」及び「岡山県エコ製品」の普及促進に資する事業であるか。
(3) 循環資源情報提供システムの充実と普及促進
① 循環資源(産業廃棄物)の提供者と利用者をマッチング(あっせん)することで、循環資源の有効活用を図る事業であるか。
② 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進するため、さらに技術的な情報を事業者に提供できる事業であるか。
③ 県民等が必要とする循環資源に関する各種情報についての情報提供や受発信を行う事業であるか。
④ その他循環資源情報提供システムの充実と普及促進に資する事業であるか。
(4) バイオマスの利活用の推進 (産業廃棄物の利活用につながるものに限る。)
① 再生可能な植物由来のバイオマスの有効利用の促進につながる事業であるか。
② 新エネルギーとして、製材端材など木質バイオマスから製造されたエタノールの利用促進に資する事業であるか。
③ 木質バイオマスを原料とするペレットの利用促進を図るため、公共施設等へのペレットストーブ導入や当該導入を支援する事業であるか。
④ 循環資源や未利用資源、新素材資源等の有効利用に資する事業であるか。
⑤ その他バイオマスの利活用の推進に資する事業であるか。
(5) 循環型産業クラスターの形成促進
① 新技術の開発支援やニーズとのマッチング、事業化に向けた調査研究等を推進する事業であるか。
② 埋立処分量が多い産業廃棄物の資源化を促進する新技術・新規事業の創出研究など、リサイクルビジネスの育成に資する事業であるか。
③ 先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する事業であるか。
④ 新たに開発された特徴のあるリサイクル素材等を、公共工事や試験場において試験的に利用し、評価検証する事業であるか。
⑤ 中四国地域を中心に3Rに関する新技術やビジネスモデル等に関する情報を一堂に集め、広域マッチングを図る事業であるか。
⑥ その他産業廃棄物全般について資源化ビジネスを展開する事業者を支援する事業であるか。
(6) その他産業活動に対する支援
① 事業者の行う廃棄物を使用した製品開発を支援する事業であるか。
② 事業者が自ら開発した再生品及び再生資材の利用促進や販路の開拓を促進する事業であるか。
③ 県条例で指定する循環資源(汚泥、鉱さい、煤じん・燃え殻、廃プラ)の有効利用に資する事業であるか。
④ リサイクルビジネスの育成支援に資する事業であるか。
⑤ 静脈物流システムなど、新たなリサイクルシステムの開発等を支援する事業であるか。
⑥ 中小企業に対する技術アドバイザーの派遣等により、技術的な開発等を支援する事業であるか。
⑦ その他産業活動の支援に資する事業であるか。

2 適正処理の推進

【重要ポイント】

●不法投棄などの不適正処理の根絶に向けて、不法投棄防止対策や不適正処理対策を強力に推進する必要がある。

【重点施策】

- (1) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (2) 電子マニフェストの普及促進
- (3) 不法投棄の根絶に向けた対策の充実
- (4) 産業廃棄物の広域的な移動への対応
- (5) 公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進

【使途事業の判断基準】

基 準 項 目	
(1) 産業廃棄物の適正処理の推進	
①	排出事業者や処理業者の適正処理の意識高揚と処理技術の向上を図るため、研修会を開催する事業であるか。
②	優良業者を育成するため、処理業者等が行う計量設備や電算処理システム等の設備経費を助成する事業であるか。
③	適正処理に向けた処理業者等への指導に資するため、産業廃棄物担当者を対象に専門研修を行う事業であるか。
④	廃棄物の減量その他適正処理に関する計画を策定する事業や当該計画の進行管理に資する事業であるか。
⑤	最終処分場における適正処理の確認や残余容量の確認を行う事業であるか。
⑥	PCB廃棄物などの有害な産業廃棄物の適正な処理に資する事業であるか。
⑦	その他産業廃棄物の適正処理の推進に資する事業であるか。
(2) 電子マニフェストの普及促進	
①	電子マニフェストの普及促進に資する事業であるか。
(3) 不法投棄の根絶に向けた対策の充実	
①	不法投棄の未然防止を図るため、県民への普及啓発を図る事業であるか。〔例：リーフレット、ラジオスポット〕
②	不法投棄を防止するため、警察官OBや不法投棄監視員を配置するなど、監視指導體制の強化を図る事業であるか。
③	不法投棄を防止するため、休日・早朝・夜間における監視パトロール体制の強化や監視カメラを設置する事業であるか。
④	「不法投棄防止ネットワークおかやま」など民間団体と一体となって、不法投棄の監視体制等を構築する事業であるか。
⑤	島しょ部や山間部における不法投棄を防止するため、ヘリコプターによる上空監視を行う事業であるか。
⑥	その他不法投棄の根絶に向けた対策の充実に資する事業であるか。
(4) 産業廃棄物の広域的な移動への対応	
①	県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄等を防止するため、県外運搬車両の検問を行う事業であるか。
②	県外から搬入される産業廃棄物の実態の把握、搬入の抑制、適正処理の確保等に資する事業であるか。
③	産業廃棄物の広域的な移動に対応するため、他府県との連絡調整を図る事業であるか。
④	その他産業廃棄物の広域的な移動への対応に資する事業であるか。
(5) 公共関与産業廃棄物処理施設の整備促進	
①	公共関与最終処分場の建設を直接的・間接的に支援する事業であるか。
②	産業廃棄物処理施設の立地する市町村が行う周辺地域の整備に対し側面支援する事業であるか。
③	その他公共関与廃棄物処理施設の整備促進に資する事業であるか。
(6) その他適正処理の推進に向けた取組	
①	事業者が行う産業廃棄物の適正かつ先進的な処理技術の開発を支援する事業であるか。
②	有害な産業廃棄物を無害化・安定化し、環境への影響を未然に防止する事業であるか。
③	廃棄物の処理やリサイクルに伴う環境への負荷を総合的に評価する手法の導入に資する事業であるか。〔ライフサイクルアセスメント〕
④	その他適正処理の推進に向けた取組に資する事業であるか。

3 意識の改革

【重要ポイント】

●循環型社会の構築に向けて、県民、事業者等に対し、廃棄物の3Rに向けた取組を行うための啓発や支援施策が必要である。

【重点施策】

<県民への意識改革>

- (1) 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革
- (2) 「おかやまりサイクル・もって一ネット」の充実と利用促進
- (3) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進
- (4) 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進
- (5) 環境情報受発信システムの整備

<事業者への意識改革>

- (1) CSR(企業の社会的責任活動)の普及
- (2) 環境マネジメントシステムの普及促進
- (3) リサイクル関連法の周知・徹底

<市町村への意識改革>

- (1) 市町村と連携した不適正処理対策の推進
- (2) 市町村における3Rの取組に向けた普及啓発の促進
- (3) 市町村におけるグリーン購入の推進

【使途事業の判断基準】

<県民への意識改革>

基準項目	
(1) 「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革	
①	各種広報媒体を活用して、広く県民を対象に「おかやま・もったいない運動」の普及啓発を図る事業であるか。
②	県民一人ひとりの3Rに向けた実践行動を促すため、県民が参加できる「もったいない」をテーマにした事業であるか。
③	小中学生とその家族を対象に3Rに向けた実践行動を促すため、生徒が参加できる「もったいない」をテーマにした事業であるか。
④	その他「おかやま・もったいない運動」を通じた県民のライフスタイルの変革に資する事業であるか。
(2) 「おかやまりサイクル・もって一ネット」の充実と利用促進 (※「おかやまりサイクル・もって一ネット」は20年度限りで廃止)	
(3) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進	
①	次世代を担う子供たちに対して、エコツアーなどの体験学習の機会を提供する事業であるか。
②	小中学校の「総合的な学習時間」等で行う環境学習を支援する事業であるか。(例:環境学習教材の提供、講師の派遣等)
③	県民に対する環境学習や生涯学習を実施するため、講習会・研修会・出前講座などを開催する事業であるか。
④	県民一人ひとりが循環型社会についての理解を深めるとともに、3Rに向けた実践的な取組につながる事業であるか。
⑤	3Rに向けた取組を全県的に進めるため、環境学習リーダーやボランティアの養成を図る事業であるか。
⑥	その他3Rに関する環境教育・環境学習の推進に資する事業であるか。
(4) 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進	
①	環境NPO等が行う研修会等を支援する事業であるか。
②	環境NPO等のホームページ開設を支援する事業であるか。
③	環境NPO等との協働事業に重点を置いた環境教育・環境学習事業であるか。
④	環境NPO等が参画した環境学習協働推進委員会を設置した上で、総合的な環境学習の検討等を行う事業であるか。
⑤	その他環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進に資する事業であるか。
(5) 環境情報受発信システムの整備	
①	県民、環境団体等の多様なニーズを把握するとともに、インターネット上で情報交換ができる「広場」を設ける事業であるか。
②	環境のポータルサイト機能を充実させ、行政、環境団体等による環境情報の発信・受信・収集等を行う事業であるか。
③	その他環境情報に関するネットワークを整備するなど、受発信システムの整備充実に資する事業であるか。

<事業者への意識改革>

基 準 項 目	
(1) CSR(企業の社会的責任活動)の普及	
①	排出者責任や拡大生産者責任を通じて、リサイクルしやすい製品開発や再生品の使用促進などを事業者に啓発する事業であるか。
②	環境会計や環境報告書を通じて、環境に対する取組を社会に対して積極的に情報提供するなどを事業者に啓発する事業であるか。
③	その他企業の社会的責任活動の普及に資する事業であるか。
(2) 環境マネジメントシステムの普及拡大	
①	環境マネジメントシステムの普及拡大に資する事業であるか。
(3) リサイクル関連法の周知・徹底	
①	個別リサイクル法(容器包装・家電・建設・食品・自動車)の趣旨や目的ののった取組等の推進を啓発する事業であるか。
②	資源有効利用促進法の趣旨・目的ののった取組等の推進を啓発する事業であるか。
③	その他リサイクル関連法の周知徹底や助言等の取組に資する事業であるか。

<市町村への意識改革>

基 準 項 目	
(1) 市町村と連携した不適正処理対策の推進	
①	市町村と連携しながら、廃棄物の不法投棄などに対する監視指導を強化し、不適正処理の未然防止等を図る事業であるか。
②	廃棄物の不法投棄などの早期の発見報告を得るため、市町村の広報誌等を通じて住民への広報啓発を図る事業であるか。
③	その他市町村と連携した不適正処理対策の推進に資する事業であるか。
(2) 市町村における3Rの取組に向けた普及啓発の促進	
①	市町村に対して、住民への廃棄物・リサイクル情報の提供や環境学習等が推進されるよう協力を求める事業であるか。
②	市町村に対して、県が実施する循環型社会形成に向けた3Rの取組が推進されるよう協力を求める事業であるか。
③	その他市町村における3Rの取組に向けた普及啓発に資する事業であるか。
(3) 市町村におけるグリーン購入の推進	
①	市町村におけるグリーン購入に向けた取組の推進に係る協力依頼や要請を行う事業であるか。
②	グリーン購入に率先して取り組む企業や消費者団体等と、グリーン購入ネットワーク構築に向けた取組を行う事業であるか。
③	その他市町村におけるグリーン購入の推進に資する事業であるか。

使途事業のエリア別実績（個別事業の例）

1 環境にやさしい企業づくり事業

（1）事業の概要

循環資源の排出の抑制及び循環的な利用に関する取組や再生品の使用に関する取組が先進的であり、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を岡山県資源循環推進事業所（岡山エコ事業所）として認定することにより、環境にやさしい企業づくりを推進する。

（2）事業の実績

エコ事業所の認定状況（平成24年6月1日現在）

ブロック	事業所所在地	ゼロエミッション事業所	一般事業所	小売店
備前	岡山市	18	23	54
	玉野市			11
	備前市	1		1
	瀬戸内市	1	1	2
	赤磐市	1		6
	和気町	1		2
	吉備中央町			1
	小計	22	24	77
備中	倉敷市	7	5	43
	笠岡市	3		5
	井原市	1	1	3
	総社市	3		8
	高梁市		1	3
	新見市	3	1	9
	浅口市			3
	早島町			
	里庄町	2	1	
	矢掛町	2		2
	小計	21	9	76
美作	津山市	2	5	14
	真庭市	1	1	5
	美作市	4	1	2
	新庄村			
	鏡野町			1
	勝央町	2	2	2
	奈義町	1		
	西粟倉村			
	久米南町			1
	美咲町			1
	小計	10	9	26
合計		53	42	179

(3) 事業の周知

- ・年1回、市町村、経済団体、事業者（ISO14001適合事業者、エコアクション21認証事業者）等へパンフレットを送付
- ・新聞広告を年2回（10月、3月）掲載
- ・「晴れの国おかやま」に掲載
- ・ラジオ放送、NHKデータ放送等

2 地域ミニエコタウン事業

(1) 事業の概要

ア 補助対象事業

産業廃棄物の利活用について、従来の技術、システムと比べ新規性・モデル性を有し、環境負荷の低減に大きな効果があるなど、循環型社会の形成に資すると認められる先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等

イ 補助金の交付先

上記事業を実施する事業者

(2) 事業の実績

H19～23 地域ミニエコタウン事業補助金交付状況実績（円）

ブロック	事業の実施場所	件数	市町村別 補助金確定額合計	ブロック別 補助金確定額合計
備前	岡山市	4件	7,973,763	19,000,731
	瀬戸内市	2件	11,026,968	
備中	倉敷市	1件	5,000,000	158,407,355
	総社市	3件	106,979,699	
	笠岡市	1件	18,200,000	
	新見市	1件	28,227,656	
美作	津山市	2件	35,000,000	35,000,000
合計		14件		212,408,086

(3) 事業の周知

- ・ホームページによる周知
- ・岡山県産業振興財団内に設置した環境産業相談員が県内企業訪問時に周知

3 産業廃棄物不法投棄対策事業費補助金の概要 (廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業)

(1) 事業の概要

県民の快適な生活環境を保全するため、岡山市及び倉敷市を除く市町村の実施する不法投棄対策であって、産業廃棄物をその対象に含む事業に要する経費について、市町村に補助金を交付する。

(2) 補助対象事業及び補助基準

ア 補助対象事業

事業名	事業内容
不法投棄監視事業	①市町村が日本郵政株式会社等に有償で特定の不法投棄場所の巡視を委託する事業 ②市町村が区域内の住民に不法投棄を発見するための巡回パトロールを委嘱する事業（ただし、地方公務員に該当する者を除く。）
不法投棄監視活動支援事業	市町村が地区の自治組織に特定の不法投棄場所の継続的な監視活動を委託する事業
不法投棄防止対策事業	①不法投棄防止看板を設置する事業 ②不法投棄場所への進入防止杭，柵等を設置する事業

イ 補助対象経費及び補助率

事業名	補助対象経費	補助率
不法投棄監視事業	賃金、報償費、手数料 等	対象経費の 1 / 2
不法投棄監視活動支援事業	報償費、委託料、負担金補助及び交付金 等	対象経費の 1 / 2
不法投棄防止対策事業	需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費、備品購入費 等	対象経費の 1 / 2

(3) 事業の実績

岡山県産業廃棄物不法投棄対策市町村補助金実績(岡山市・倉敷市は対象外)

(単位:円)

ブロック	市町村名	確定額 (H19)	確定額 (H20)	確定額 (H21)	確定額 (H22)	確定額 (H23)	市町村別 合計	ブロック別合 計
備前局	玉野市	363,000	340,000	379,000	399,000	399,000	1,880,000	3,977,000
	瀬戸内市	—	—	313,000	313,000	312,000	938,000	
	和気町	110,000	—	—	—	—	110,000	
	吉備中央町	250,000	250,000	256,000	143,000	150,000	1,049,000	
備中局	笠岡市	250,000	250,000	750,000	750,000	750,000	2,750,000	12,416,000
	井原市	285,000	285,000	750,000	285,000	285,000	1,890,000	
	総社市	—	—	—	31,000	34,000	65,000	
	高梁市	89,000	39,000	39,000	39,000	157,000	363,000	
	新見市	286,000	288,000	288,000	288,000	288,000	1,438,000	
	浅口市	500,000	500,000	509,000	577,000	606,000	2,692,000	
	早島町	—	—	—	—	118,000	118,000	
	矢掛町	500,000	500,000	600,000	750,000	750,000	3,100,000	
美作局	津山市	155,000	155,000	155,000	155,000	183,000	803,000	6,795,000
	真庭市	233,000	220,000	220,000	220,000	220,000	1,113,000	
	美作市	300,000	300,000	200,000	480,000	—	1,280,000	
	新庄村	—	—	225,000	225,000	225,000	675,000	
	奈義町	—	—	60,000	60,000	60,000	180,000	
	西粟倉村	38,000	100,000	100,000	100,000	100,000	438,000	
	久米南町	—	—	80,000	80,000	80,000	240,000	
	美咲町	390,000	380,000	448,000	451,000	397,000	2,066,000	
	合 計	3,749,000	3,607,000	5,372,000	5,346,000	5,114,000		23,188,000

(4) 事業の周知

全市町村に対して県民局を通じて補助申請を周知

使途事業の成果（個別事業の例）

1 中四国環境ビジネスネット（B-net）事業

（1）事業の概要

循環型産業では、さまざまな種類の素材や新技術が広く地域を越えて提供されることがあることから、産学官連携による広域ネットワークである中四国環境ビジネスネット（B-net）を平成21年度から設置し、循環資源の利活用の推進に取り組んでいる。

（2）事業の実績

ア B-net フォーラム

リサイクル技術やビジネスモデルなどの展示、講演会、情報交換、商談会等を行うフォーラムを開催

- ・平成21年度 来場者150人、出展15団体
- ・平成22年度 来場者200人、出展21団体
- ・平成23年度 来場者160人、出展21団体

イ 全国規模展示会への出展支援

西日本最大規模の「びわ湖環境ビジネスメッセ」への出展支援

- ・平成22年度 県内8団体出展（商談成立2件）
- ・平成23年度 県内8団体出展（商談成立6件）

ウ ビジネスマッチング

循環資源に関する企業や大学等の技術シーズと県内企業ニーズとのビジネスマッチングを推進

- ・平成21年度 19件
事例：黄福レンガ（坑廃水処理沈殿物によるレンガの着色）の開発
- ・平成22年度 24件
事例：シリコン切削クーラント液の再利用
- ・平成23年度 37件

（3）決算額（千円）

H21	H22	H23
5,809	6,134	6,412

三石耐火

黄色れんが開発

旧柵原鉾山の廃棄物再生

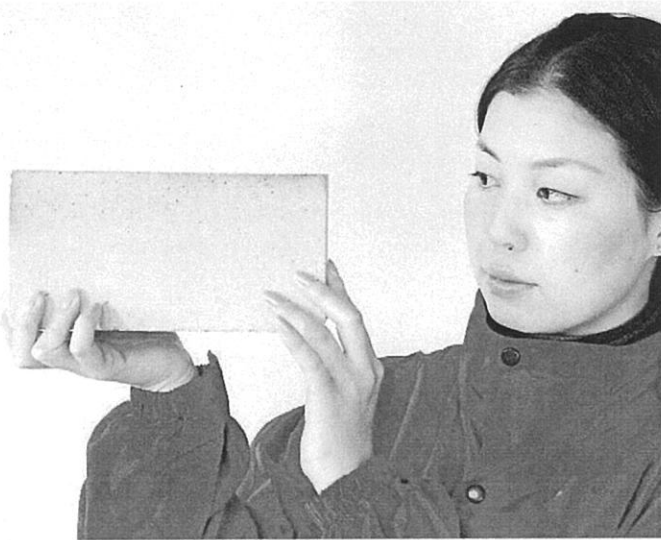
耐火物メーカーの三石耐火煉瓦(備前市三石)は、岡山県美咲町柵原の旧柵原鉾山から出る廃棄物を原料に黄色れんがを開発した。黄色つながりで、町の第三セクターが販売して人気を集める卵かけご飯「黄福定食」にちなみ、「黄福のレンガ」と名付けて販売

を始めた。大きさは、23センチ×11センチで厚さ6.5センチ。重さは約3.3キログラム。着色料を使わず、原料に含まれる鉄分を化学反応させて色を出した。1個300円で受注生産する。

をわき水で満たした。以後、鉾山を管理する休廃止鉾山廃水処理

業の卯根倉鉾業(秋田県大館市)が、坑道から出る酸性の排水を中和処理。その過程で泥状の沈殿物「中和殿物」が年間約2千トンを生ずることから、再利用技術の開発を三石耐火(同耐火煉瓦の森宏行)が担当。約1年かけて製品化にこぎつけた。沈殿物は無害で、これまで同鉾山近くに所有する保管場所に置いていた。問合わせは同社(0869620303)。(岸研一)

同鉾山は1991年に採掘を停止した際、崩落防止のため坑道



三石耐火煉瓦が販売を始めた「黄福のレンガ」

2 地域ミニエコタウン事業

(1) 事業の実績

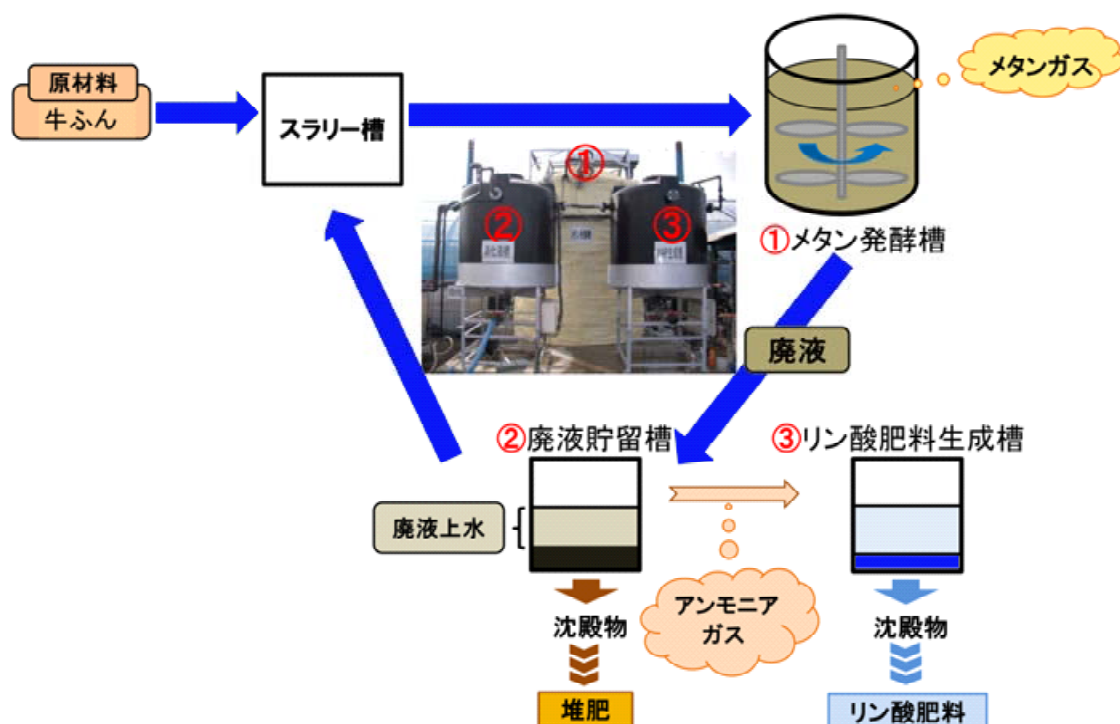
平成15年度から平成23までに技術開発14件、用途開発1件、施設整備11件の補助を行っている。

(2) 主な事業事例

ア 牛ふんを利用するメタン発酵システムの新技术（平成22年度）

牛ふんのメタン発酵時に発生する廃液（消化液）に含まれるアンモニアを利用して、リン酸肥料を生成するとともに、リン酸肥料生成に利用した後の廃液をメタン発酵に投入する原材料のスラリー用水として再利用する循環システムの開発

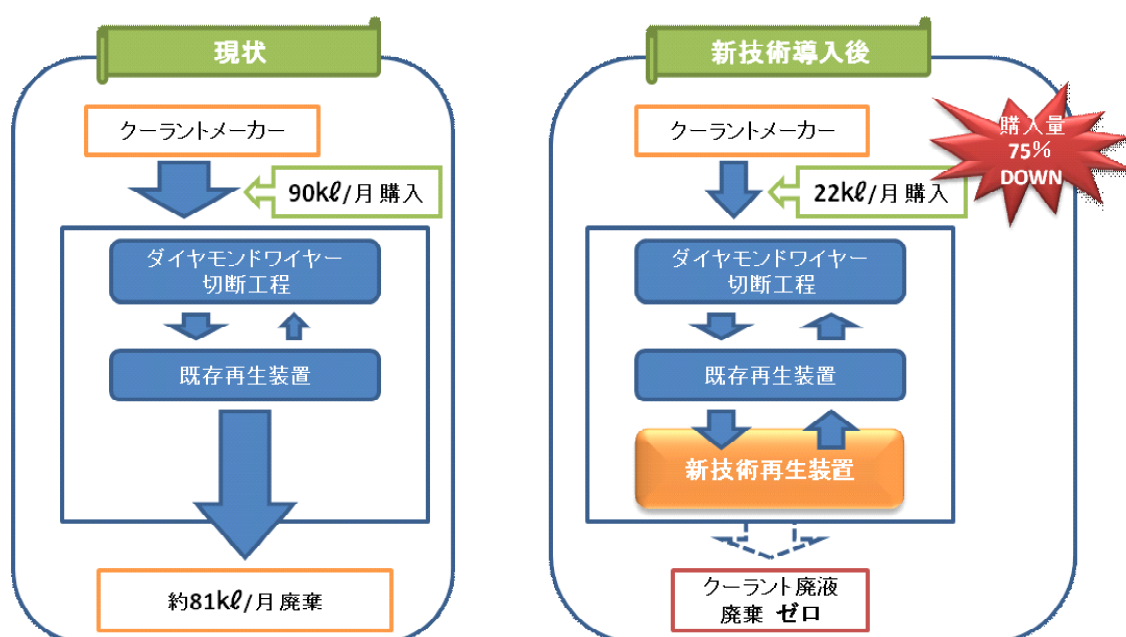
総事業費8,163千円 補助金額 3,887千円



イ クーラント回収システムによるシリコン切削クーラント廃液量の削減と再生クーラント液の再利用のための施設整備(平成 22 年度)

シリコン切削工程で排出されるクーラント廃液に含まれる微細な切粉を遠心分離機と膜ろ過装置を用いて除去することによりクーラント廃液を回収、再生し、シリコン切削クーラント廃液の発生的大幅削減を図るための施設の整備

総事業費 64,890 千円 補助金額 30,000 千円



□ クーラント: 切削工具と切削材料の冷却、潤滑、洗浄、防錆等を目的とする切削油

(3) 決算額 (千円)

H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
68,397	76,623	10,390	57,788	1,875

地域ミニエコタウン事業補助金交付状況

NO	事業名	事業者名	事業概要	事業の実施場所	事業区分	補助金年度	確定額(円)
1	化学繊維スクラップの再資源化技術によるリサイクル事業	三乗工業(株)	成分の異なる化学繊維スクラップに相溶化剤を投入し自動車内装用樹脂の原材料となるシート状に化工し、さらに、不織布やフィルムを貼り合わせることで、高付加価値をつけ、自動車部品・梱包資材・建設資材を製造する。	総社市	施設整備事業	15	50,000,000
2	廃油の革新的再生技術の実用化研究	公協産業(株)	使用済み潤滑油類から製造される再生重油の最大ネックになっている灰分の除去技術(珪酸ソーダによる抽出法等)の開発を行う。	岡山市	用途開発事業	15	5,616,920
3	一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却灰からの有価物回収	同和鉱業(株)岡山工場	一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却飛灰から亜鉛や鉛の有価金属を回収するための溶出回収技術、濃縮技術や有価金属回収後の排水からの有害物質の除去技術の確立を行う。	岡山市	技術開発事業	15	1,217,813
4	ゴムチップ再生ブレンド研究開発事業	くろがね産業(株)	種類の違う廃ゴムチップを攪拌機等を使用してブレンドを行いゴムチップの原料化を図る。	岡山市	技術開発事業	15	2,567,500
5	バイオマス(建築廃木材)燃料によるエネルギー活用事業	(株)クラレ倉敷事業所	建築物の解体に伴って発生する廃木材を選別、破碎処理し、既存のボイラーに適合する品質にチップ化した物を燃料として使用し、蒸気及び電力を発生させる。	倉敷市	施設整備事業	16	25,000,000
6	木質系廃棄物の炭化技術によるリサイクル事業	(株)日本リサイクルマネジメント	建築系廃木材や海上輸送用の梱包資材、使用済みカキ筏等の木質系廃棄物から、新たに開発した揺動ドラム方式による「内燃式高温連続炭化炉」を利用して、多用途の高品位炭・活性炭を製造する。	倉敷市	施設整備事業	16	25,000,000
7	焼却灰を利用したエコ製品の循環的利用構築事業	(株)コンマック	焼却灰・ばいじんを無害・安定化処理し、その処理灰を廃プラスチックやセメント等と混合してリサイクル製品(エコ製品)を開発する。	邑久郡牛窓町	技術開発事業	16	8,000,000
8	廃飲料容器処理に係るリサイクル事業	菱陽ケミカル(株)	未飲用の廃飲料を容器ごと破碎分別機により廃飲料液と飲料容器くずに分別し、廃飲料液は活性汚泥の栄養源、用水回収、焼却炉の温度制御用水としてリサイクルし、容器くずについてはマテリアルリサイクルを行う。	倉敷市	施設整備事業	16	8,250,000
9	水中分解方式(微生物分解方式)による食品残渣処理装置のオーダーメイド供給を可能にするための実証プラント設置と開発	(株)アイダ・トレーディング	水中における微生物分解により、排水・臭気の発生を伴わず、再生品の発生が少ない食品残渣処理装置の実証プラントを設置し、各種事業所から排出される食品残渣をその量・質に応じて処理する装置をオーダーメイドで供給する技術を確認する。	美作市	技術開発事業	17	2,709,770
10	石炭灰を原料とした人工地盤材料製造によるリサイクル事業	ナイカイ塩業(株)	製塩工程で発生する石炭灰を加湿して、石炭灰リサイクルプラントに運搬し、添加剤(生石灰、高炉セメント)と水を適正な配合になるように加え、混合攪拌して人工地盤材料を造粒する。 ※石炭灰の最終処分量を年間5,500トン削減する予定	玉野市	施設整備事業	18	50,000,000
11	産業廃棄物焼却灰のリサイクル技術開発	DOWAエコシステム(株)	産業廃棄物の燃え殻(ボトムアッシュ)をセメント原料として再利用するため、燃え殻中に含まれる難溶性の塩素除去技術開発として、炭素ガスによる分解処理方法の最適条件をラボレベルで確立し、実機へ適用可能なプロセスを開発する。	久米郡美咲町	技術開発事業	18	845,697
12	鉄鋼スラグや廃タイヤ(廃ゴム)シュレッドのリサイクル材料を用いた交通振動低減工法の開発	ランデス(株)	鉄鋼生産の製鋼過程から発生する鉄鋼スラグ、高炉スラグ微粉末と、火力発電所から発生するフライアッシュ等と自動車廃タイヤや廃ゴムなどを小片に裁断したりリサイクル材料を利用した、交通振動等の防振・低振工法の開発。	倉敷市他	技術開発事業	18	2,507,444
13	石灰を用いた無機汚泥リサイクル事業	鈴木工業(株)	食品工場や化学品製造工場等から発生する無機汚泥に、物性を改良した生石灰及び添加剤を加え、消石灰製品等を製造する。 ※最終的に汚泥が予定どおり収集できれば年間約6000トンの無機汚泥が処理可能	新見市	施設整備事業	19	28,227,656
14	麹菌を用いた食品製造副産物の飼料化技術開発	フタバ飼料(株)	おからやもやし等食品製造副産物に麹菌及び乳酸菌を添加し発酵させることにより、嗜好性及び保存性の高い発酵飼料の開発。	岡山市	技術開発事業	19	707,316
15	カーボンブレーキパットの技術開発	ATS(株)	製鉄所から排出されるスラグと炭素などの繊維を複合させて、高温強度特性、摩耗特性などに優れた自動車用ブレーキを研究開発する。	岡山市	技術開発事業	19	810,061

地域ミニエコタウン事業補助金交付状況

NO	事業名	事業者名	事業概要	事業の実施場所	事業区分	補助金年度	確定額(円)
16	加圧成形加工後の化学繊維スクラップ等の再資源化技術によるリサイクル施設整備事業	三乗工業(株)	加圧成形加工後の化学繊維等のスクラップをブレイカーにて一次解繊、リサイクラーにて二次解繊後、軽量タワーにより定量供給し、熱板で一次硬化後、熱プレスにて二次硬化し、高密度フェルト材を作成する。 ※化学繊維スクラップ→リサイクル製品生産量 H19 400トン、H20以降 1000トン	総社市	施設整備事業	19	37,644,700
17	エンジンルーム回り耐熱インシュレーター打抜き屑の再資源化技術によるリサイクル事業	三乗工業(株)	これまで分離が困難なためリサイクル不可能だったエンジン回り耐熱インシュレーターの打抜き屑の構成部分を分離することなく同時に破碎、攪拌混合し、特殊バインダーで結合することによりリサイクル可能とする。	総社市	施設整備事業	20	50,000,000
18	廃不織布の再資源化技術によるリサイクル事業	ワタナベ工業(株)	カーペット等の不織布製品の製造工程で発生する廃不織布は、従来同レベルの製品への再生が困難であったが、再生技術の開発により廃不織布を同レベルの原料へ再生することで、高品質マテリアルリサイクルを確立する。	総社市	施設整備事業	20	19,334,999
19	環境負荷低減型コンクリート製品の製造技術	大和クレス(株)	再生骨材、高炉スラグ微粉末を用いて、即脱製法による環境負荷低減型コンクリート製品の製造技術を確立し、試作製品で試験施工を行い、その環境性能を調査し、評価する。	瀬戸内市	技術開発事業	20	7,243,729
20	複合再生樹脂を用いた高品質杭の開発	(株)リプロ	廃プラスチックを再生加工した境界杭の製造に当たり、新たな混合技術の開発により、従来困難であったPE、PP以外の再生樹脂を使用する。併せて、リサイクル杭の高強度化のための補強剤、分散助剤などを選定・加工・評価し、リサイクル技術を向上させる。	岡山市	技術開発事業	21	5,000,000
21	企業より排出される試作品や不良品等のマテリアル活用化の為の破碎分離装置の開発	晃立工業(株)	企業の試作品等を廃棄する場合は完全な情報の抹消が求められ、焼却又は粉々に粉砕されるためリサイクルが困難であったが、粉碎と構成物の分離を同時に行うことで、効率よく基板部とプラスチック、アルミ、鉄等の分別を行う方法を確立し、リサイクルを容易にする。	津山市	技術開発事業	21	5,000,000
22	牛ふんを利用するメタン発酵システムの新技术	公協産業(株)	牛ふんのメタン発酵時に発生する消化液に含まれるアンモニアを気化・結晶化することによる高付加肥料原料の製造とメタン発酵の阻害要因である炭酸ガスを除去した残液をスラリー用水として再利用する循環システムの開発	瀬戸内市	技術開発事業	22	3,783,239
23	動物性油脂の資料原料への利活用	岡山県食品(株)	レトルト食品生産工程で排出される高濃度の含油排水から飼料の原料となる油脂を回収するため、一般的な加圧浮上処理の難点を改良した新規の自然浮上式回収設備を導入し、従来、産業廃棄物として委託処理していた廃油を飼料原料として再利用、再資源化する。	笠岡市	施設整備事業	22	18,200,000
24	クーラント回収システムによる切削クーラント廃液量の削減と再生クーラント液の再利用	(株)新興製作所	シリコン切削工程で排出されるクーラント廃液に含まれる微細な切粉を遠心分離機と膜ろ過装置を用いて除去することにより、クーラント廃液を回収、再生し、シリコン切削クーラント廃液の発生の大幅削減を図る。	津山市	施設整備事業	22	30,000,000
25	シリコンスラッジの再利用化技術の開発	(株)クラレ アクア事業推進本部	太陽電池や半導体の製造におけるシリコン切削工程で排出されるシリコン切粉を含む廃液の中から、安定的に低含液率のシリコンを分離し、固化化する技術を開発する。	倉敷市	技術開発事業	22	5,000,000
26	廃棄制服素材の利用研究と実用化に向けた検証	(株)トンボ	セキュリティ上、衣料用としての転用ができず処分されている廃棄制服素材を生分解性樹脂(PVA)浸漬加工により複合化し、農業用資材(被覆素材)、園芸用緑化資材(花マット)として再利用するため、実用化に向けた利用研究と検証を行う。	岡山市	技術開発事業	23	1,456,386
					計		394,123,230

牛ふん有効利用

廃棄物処理業の公協産業（岡山市東区中尾）は、牛ふんを原料に燃料用ガスと肥料原料を同時に作るバイオガスシステムを開発し

公協産業

た。生物資源を有効利用し、二酸化炭素の排出抑制につながる技術として畜産農家などに売り込む。

（長田憲司）

燃料ガスと肥料原料

牛ふんからバイオガスと肥料原料を作る公協産業の実験プラント



同時製造システム開発

牛ふんを発酵させてバイオガスを取り出すと、刺激臭のある消化液が残る、浄化するのに多額の費用がかかるのが難点とされていた。

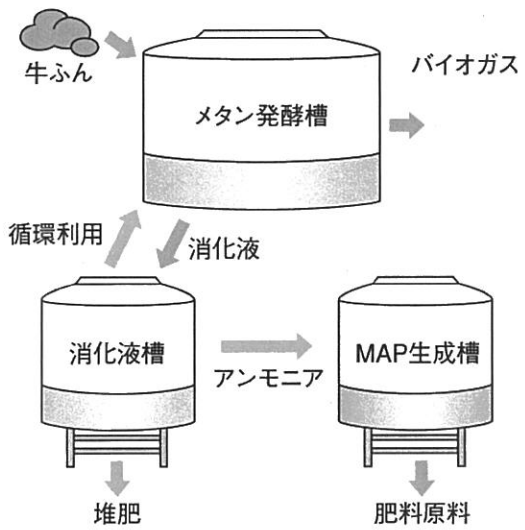
同社によると、牛ふんのリン酸マグネシウムを利用したバイオムアンモニウム(MAP)を生成するシステムを開発した。MAPは肥料会社に1キロ当たり千円程度で販売が可能。アンモニアを取り除いた消化液は、沈殿物を堆肥とし、残りは牛ふんとともに発酵槽に投入して循環利用する。

モニアが多く含まれている点に着目。牛の骨から作ったリン酸溶液と反応させて、肥料原料の1日の排せつ分に相当する200キロのふんを使用し、11立方メートルのバイオガス(主成分はメタン)と、20キロのMAPが得られた。ガスは隣接するトマト栽培の温室(約600平方メートル)で、散水用の水を温める燃料として利用。重油だけを使った場合5カ月で約70万円かかるのを、半額程度に抑えられるという。

公協産業は1973年設立。資本金5千万円。従業員74人。2010年11月期の売上高は約20億円。

プラント建設など事業費約1千万円のうち、400万円は岡山県の資源循環推進事業の補助金を活用した。特許出願中。

バイオガスと肥料原料の製造システム



同社は「牛ふんのほかにも食品かすを原料にすることもでき、畜産農家やスーパー、食品工場などにシステムを普及させた」としている。

新興製作所
新津山工場

リサイクル強化

廃液からシリコン回収

精密部品加工などの(村)で、リサイクル体

新興製作所(大阪市) 制を強化している。原 社はシリコンブ
は、太陽光発電パネ 料のシリコンと加工資 ック(15度角、長さ40
ル用シリコンウエハー 材のクーラント液を回 50度程度)をスライ
の切断加工を手掛け 収する専用ラインを導 スし、太陽光を電気に
る津山工場(津山市中 入、再利用を進めてい 変換するウエハーを生
産。切断加工時に、シ
リコンの削りかすが混
ざった潤滑・冷却用の
クーラント液が排出さ
れる。

この廃液を処理する
ため、精密フィルター
を備えた処理装置を核
としたリサイクルライ
ン(幅約7m、奥行き
約3m、高さ約3m)
を設けた。廃液はまず、
遠心分離装置で1ミ
リのシリコンのかけら
を除去。その後、精密
フィルターを通し、廃
液に溶け込んでいた微
細な削りかすまで取り
除く。回収したシリコ
ンは販売。クーラント

液もほとんどが再利用
している。

以前は遠心分離装置
のみで、クーラント液
は3割程度を再利用
し、残りは産業廃棄物
として処理していた。

浅野幸宏社長は「環境
関連事業者として産業
廃棄物の減量に努めて
おり、今後も回収、リ

サイクル率を上げる研
究を進めたい」と話し

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)

同社は1960年創
場は07年操業で従業員
113億円(201
1年3月期)。津山工
場は120人。
(有国由花)



新興製作所が津山工場に導入したリサイクルライン

3 エコライフ推進事業

(1) 事業の概要

これまで、家庭ごみを削減する取組のひとつとして、また県民一人ひとりが自らの生活を環境にやさしいエコ・ライフスタイルへと見直す「きっかけ」とするため、レジ袋をもらわないマイバッグ運動を推進しており、平成22年6月から、より一層レジ袋の削減に取り組むため、事業者と消費者・環境団体等、行政（県・市町村）とが協働して、毎月10日を「岡山県統一ノーレジ袋デー」と定め、買い物の際に「マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開し、レジ袋削減に対する県民意識の向上を図っている。

(2) 事業の実績

○レジ袋辞退率の推移

月ごとの平均辞退率も平成24年2月が28.5%、開始当初から7ポイント増加するなど、徐々にではあるが、順調に伸びている。

特に平成23年11月の辞退率は28.7%と過去最高値となっており、11月にノーレジ袋社会実験として実施した「レジ袋秋休みキャンペーン」の成果が見られる結果となった。

月ごとの辞退率の推移（平成22年6月～平成24年2月）

実施日	H22 6.10	H22 7.10	H22 8.10	H22 9.10	H22 10.10	H22 11.10	H22 12.10	H23 1.10	H23 2.10	H23 3.10	H23 4.10
平均 辞退率	21.5 %	20.7 %	19.9 %	20.8 %	20.9 %	23.0 %	23.2 %	22.7 %	26.8 %	27.1 %	26.5 %

H23 5.10	H23 6.10	H23 7.10	H23 8.10	H23 9.10	H23 10.10	H23 11.10	H23 12.10	H24 1.10	H24 2.10
27.9 %	26.4 %	26.5 %	25.9 %	26.5 %	26.1 %	28.7 %	26.7 %	27.3 %	28.5 %

(3) 決算額（千円）

H21	H22	H23
4,867	8,250	10,349

4 監視指導体制強化事業

(1) 事業の概要

県では、産業廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務を強化するため、警察官OBを嘱託職員として各県民局及び地域事務所に配置し、岡山市、倉敷市以外の地域について監視指導を行っている。

(2) 事業の実績

ア 出動回数 (回)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
576	1,240	1,930	1,865	1,774	1,746	1,653	1,785	1,777

イ 不法投棄発見件数 (件)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
90	127	156	197	35	72	81	56	46

(3) 決算額 (千円)

H19	H20	H21	H22	H23
53,625	52,463	51,311	55,800	57,854

産業廃棄物処理税使途事業の広報

1 ホームページによる公表

次の内容についてホームページで公表している。

- 産業廃棄物処理税使途事業に係る充当方針等について
- 産業廃棄物処理税の使途別予算の概要について
- 産業廃棄物処理税を活用して実施した事業の概要

2 広報チラシ等への記載

産廃税使途事業のチラシやパンフレット、成果物などに、岡山県産業廃棄物処理税を活用している旨の文言を入れている。

- おかやま・もったいない晴れの国フォーラムのチラシ
- 岡山県エコ製品リスト
- 高校生「エコ広場」UD整備事業

税率に関する他県の検討状況

・現在の導入団体（27道府県）は、すべて、税率を1,000円/トﾝとしている。

・最近の検討状況

団体名	検討内容	改正時期（導入時期）
三重県	平成23年度に検討を行い、平成24年4月から、課税制度を継続している。 (税率等制度内容の変更なし)	H24.4 (H14.4)
広島県	平成23年6月から11月まで検証懇話会を開催し、平成25年度以降5年間、課税制度を継続する内容の報告書を、平成23年12月に知事に提出している。 (現行どおりで継続の予定)	H25.4 (H15.4)
鳥取県	平成24年度に検討を予定している。	H25.4 (H15.4)

【平成19年度岡山県税制懇話会報告書より抜粋】

(2) 税率

① 産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の量を課税標準として課税されているが、税率は、次の点を総合的に勘案して、最終処分場に搬入される産業廃棄物1トﾝ当たり1,000円とされている。

- ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であること。
- ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であること。
- ・同様の税制度を導入している道府県との均衡を失しない水準であること。

② 産業廃棄物処理税導入後の岡山県内企業の活動状況をみると、法人事業税の税収や製造品の出荷額等は、導入前（平成14年度）よりも導入後（平成18年度）のほうが増加しており、その活動に多大な影響を与えたとは認められない。

また、最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前（平成14年度）が26千トﾝであるのに対し、導入後（平成16年度）は5千トﾝであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとは認められない。

さらに、産業廃棄物処理税に相当する税を導入している26道府県は、税率を産業廃棄物1トﾝあたり1,000円とすることを基本としているところであり、各道府県との均衡は維持されているものと考えられる。

以上の状況にかんがみると、現行の産業廃棄物1トﾝあたり1,000円という税率は極めて適切であり、産業廃棄物の最終処分量の減少という副次的効果も得られているため、変更する必要はないものと考えられる。

・法人事業税額（地方法人特別税を含む）

（単位：百万円）

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
調定税額	34,199	40,567	44,932	70,078	70,688	71,127	67,832	45,575	48,200	50,292
H14年度を100とした場合	100	119	131	205	207	208	198	133	141	147

・製造品出荷額等

（単位：百万円）

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
出荷額等	6,289,547	6,402,422	6,683,678	7,295,599	8,297,273	8,253,857	8,716,251	6,611,585	7,639,916
H14年度を100とした場合	100	102	106	116	132	131	139	105	121

産業廃棄物処理税の継続の必要性について

■産業廃棄物対策としての税導入について～岡山県税制懇話会報告書(平成14年3月)～

(1) 産業廃棄物処理税導入の必要性について

ア 経済的手法（経済的負担措置）の導入の必要性について

今まで検討してきたとおり、現在行っている規制的手法、自主的取組推進手法や経済的な助成措置に加えて、経済的な負担を賦課する形で行っていくことで、より高い廃棄物の発生抑制等の施策効果が期待される場所である。

イ 経済的手法（経済的負担措置）のうち税を選択する理由

経済的手法には、経済的助成措置(補助金の交付や融資、優遇税制など)と経済的負担措置があり、経済的負担措置には、次の3種類があるが、現状では産業廃棄物税や最終処分課徴金(いわゆる産業廃棄物処理税)が次表の理由によりその導入を検討すべき政策手法として最適である。

	税(課徴金)	デポジット制度	排出量取引
概要	①ごみ処理手数料 ②産業廃棄物税 ③最終処分課徴金 ④製品課徴金 ⑤天然資源課徴金 ※①、②は排出課徴金	製品本来の価格にデポジット(預り金)を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することによって、消費者から当該製品の回収を促進しようとするもの。	個々の主体に一定の廃棄物排出量をあらかじめ割り当てることを許すも、その排出枠を削減する二酸化炭素の排出削減策の一つとして注目をされている。
導入事例	①多くの市町村で実施 ②・③EU諸国で導入済 ④・⑤導入事例なし。	一升瓶やビール瓶などのリターナブル瓶、有害物質の回収対策としても注目されている。	地球温暖化防止対策として、アメリカにより提案されているが、導入事例はない。
適性	①主に一般廃棄物対策であり検討対象外 ⑤制度として検討段階 ②・③ 主に産業廃棄物を対象とした制度であり、EU諸国等で導入事例もあることから県の検討対象として最適	主に製品の廃棄後の回収の促進や、ごみの散乱防止にも効果が期待できるが、産業廃棄物は主に副産物等であることから、産業廃棄物対策として大きな効果は期待できない。	世界的にも導入事例がないことやそのシステムについて確立されたものではないことから検討対象とするには、時期尚早である。

(2) 導入により期待される効果

ア 産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進

企業は、税率相当分の最終処分コストの増大を、最終処分量の減少によりコストダウンで吸収するよう対策に取り組むことが期待できる。また、制度の内容にもよるが、県外の企業に対しても産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を促す効果が期待できる。(その他の経営合理化に向かう場合やコストの負担のみに終わるケースも想定される。)

その条件は、最終処分量を減少させることに伴う環境対策コストを含めた最終処分に伴う経費が、産業廃棄物処理税を負担するだけのケースに比べて低く、かつ、その場合の負担増が健全な事業活動の継続可能な範囲にとどまる場合である。

イ 効果が期待される具体的なケース

具体的な発生抑制やリサイクルの推進が期待できるケースとして次のようなものが想定できる。

- (ア) 原材料の変更
- (イ) 製造工程の見直しや脱水等の減量化設備の導入等
- (ウ) 廃棄物処理方法の変更（埋め立て→リサイクル）

ウ 廃棄物対策の財源確保

従来十分実施してきたとは言えない産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する様々な施策を行っていくための財源を確保することが可能になる。

エ 税導入による県民、事業者の意識啓発効果

税導入に伴い、県民や事業者の間で議論が喚起され、真剣に現状を見つめ直すことにより意識啓発効果が期待できる。

■産業廃棄物処理税の継続の必要性 ～岡山県税制懇話会報告書（平成19年11月）～

産業廃棄物処理税を導入して以降、産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したものの、発生量や減量化量は横ばいの傾向にあり、不法投棄も減少傾向にあるとは言え、依然として悪質な事案が摘発されるなど根絶には至っていないことから、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理対策等を推進し、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源として存続させるべきである。

なお、岡山県の産業廃棄物施策については、産業廃棄物処理税の導入以前は、主として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策（いわゆる下流対策）が中心であった。

一方、産業廃棄物処理税の導入後は、これらの対策に加えて、製品の製造、流通、消費各段階における対策の重要性にかんがみ、それまで対策が不十分と言われてきた、廃棄物を極力出さないようにするための「産業活動の支援」、県民や事業者が一体となって3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むための「意識の改革」など、いわゆる上流対策に重点を置いた施策が展開されてきたところである。

これらの事業は、直ちに産業廃棄物の発生抑制、減量化等の効果が現れるものではなく、社会のあらゆる構成員の地道で継続的な取り組みによって徐々に効果となって現れてくるものであり、その意味からも、産業廃棄物処理税の継続が強く求められる。